各用語の説明

○　国連海洋法条約

海洋に関する国際連合条約。1982年に国連において採択され、1994年に発効した国際海洋秩序に関する包括的な条約。沿岸国は原則として、領海基線より200海里の範囲内の水域（領海を除く）において、排他的経済水域を設定することができ、その水域における主権的権利を行使することができる一方、生物資源の保存・管理措置をとる義務を有することなどを規定。我が国は平成８年に批准。

○　排他的経済水域等

排他的経済水域、領海、内水及び大陸棚のことをいい、水産基本法において水産資源の適切な保存及び管理を図るため、必要な施策を講ずるものとされている。なお、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律においては内水面を除く。

①　排他的経済水域：沿岸国の海岸線の外側200海里（約370ｋｍ）までの海域（領海を除く）であり、この海域においては生物資源、海底資源の採取や管理等限定された事項に関して、沿岸国の主権的権利が及ぶ。

②　領　海：海岸線からその外側12海里（約22km）までの海域で、沿岸国の主権が及び、領土と並んで国家の領域の一部である。

③　内　水：領海基線（海岸線）から陸地側の水域で沿岸国の主権が及ぶ。

④　大陸棚：沿岸国の海岸線からその外側200海里（約370km）の線までの海域（領海を除く）の海底及びその下。なお、大陸棚においては、天然資源の開発等に係る主権的権利、人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権などの権利が認められている。大陸棚は原則として海岸線から200海里だが、地理的条件等によっては海洋法条約の規定に従い延長することが出来る。

○　第一種特定海洋生物資源

排他的経済水域等において、漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが必要である海洋生物資源で、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令第１条で定めるもの。
現在、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがにの７魚種を指定。

○　指定漁業等

漁業法第52条第１項に規定する指定漁業、同法第65条第１項又は水産資源保護法第４条第１項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他農林水産省令で定める漁業（漁業法第136条の規定による対象となる漁業及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第１条第１項第７号）のこと。
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律における指定漁業等を営む者であって農林水産省令で定める者とは、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業、ずわいがに漁業、小型するめいか釣り漁業を営む者をいう。

○　漁獲可能量制度（ＴＡＣ制度）

資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に年間の漁獲量の上限（TAC）を設定する制度。
※ＴＡＣ：Total Allowable Catch（漁獲可能量）

○　漁獲努力量（ＴＡＥ）（制度）

資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に一定期間・一定区域内における年間の漁獲努力量（隻・日数）の上限（ＴＡＥ）（を設定する制度）。
※ＴＡＥ：Total Allowable Effort（漁獲努力可能量）